

○みよし市奨学生の支給に関する条例

昭和49年6月29日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、経済的な理由によって修学困難な学生および生徒についてその学業に必要な資金を支給することにより、教育の機会均等および有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

(奨学生の支給)

第2条 教育委員会は、予算の範囲内において、この条例の定めるところにより学業に必要な資金（以下「奨学生」という。）を支給するものとする。

(奨学生の支給要件)

第3条 奨学生の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成績優秀な学生及び生徒で経済的な理由により修学困難な者
- (2) 本市に1年以上居住する者の子及びこれに準ずる者
- (3) 品行方正な者

(奨学生の額)

第4条 奨学生の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 高等学校又はこれと同程度の学校に在学する者 月額 8,000円
- (2) 大学又はこれと同程度の学校に在学する者 月額 12,000円

(奨学生の支給期間)

第5条 奨学生の支給期間は、奨学生の支給を開始したときから奨学生が現に在学する学校の正規の修業期間を修了するときまでとする。

(奨学生の停止)

第6条 奨学生が休学したときは、その期間奨学生の支給を停止するものとする。

(奨学生の取消し)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学生の支給を取り消すものとする。

- (1) 奨学生を必要としなくなったとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) その他奨学生として適当でなくなったとき。

(奨学生の返還)

第8条 奨学生は、奨学生を返還する義務を負わない。ただし、不正の手段により支給を受けたときは、返還しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、奨学生の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第14号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日条例第18号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第12号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第55号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第51号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。